

災害に被災した事業主・労働者の皆様へ

令和3年7月大雨災害に関する雇用・労働支援情報

支援策	支援内容	問合せ先
雇用保険失業等給付の特例措置	災害により事業所が休止・廃止したため、一時的に離職することとなった方について、一定の要件を満たした場合、基本手当を受給できます。 ハローワークに来所できない場合は失業の認定日の変更ができます。	ハローワーク三島 電話：055-980-1303 熱海市ふるさとハローワークにおいて、雇用保険等の特別相談をお受けします。 電話：0557-82-8655
労働保険料が納付できないとき	災害により事業の経営のために直接必要な財産（事業財産）に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたため、納期限内に労働保険料等を納付することが困難となった場合には、申請により一定期間その納付の猶予を受けることができます。	静岡労働局（総務部労働保険徴収課） 電話：054-254-6316
賃金が支払われないとき （未払賃金立替制度）	企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲（8割相当額）を国が事業主に代わって立替払をする制度があります。	三島労働基準監督署（監督関係） 電話：055-986-9100
労災保険の請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられないとき	災害により「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）の請求にあたって、事業主や医療機関の証明を受けることが困難な場合には、証明がなくても請求書を受け付けています。	三島労働基準監督署（労災関係） 電話：055-916-7343
アフターケア関係（労災保険）	健康管理手帳の交付を受けている方が、手帳を自宅に残したまま避難していること等により実施医療機関に手帳を提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名を申し立てることにより受診可能です。 災害により健康管理手帳を亡失又はき損した場合には、速やかに再交付します。 災害によりアフターケア実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合等は最寄りの実施医療機関等をご紹介します。 アフターケア実施医療機関において、災害により診療録を滅失又はき損したためアフターケア委託費を請求できない場合にはご相談に応じます。	静岡労働局（労働基準部労災補償課分室） 電話：054-653-6050
義肢等補装具関係（労災保険）	義肢等補装具が災害により亡失・修理不能となった場合には、新たな購入ができる可能性があります。また、修理可能な場合には修理費用をお支払いできる可能性があります。 災害により医療機関が被災した等の理由で採型指導証明書が得られない場合には、添付不要となります。	静岡労働局（労働基準部労災補償課） 電話：054-254-6369
労働相談窓口の設置	災害による解雇、休業等の労働に関する相談について、お受けします。	静岡労働局総合労働相談コーナー 電話：054-252-1212 三島労働基準監督署総合労働相談コーナー 電話：055-916-7335 各労働基準監督署総合労働相談コーナーでも承ります。